

岡田論文へのコメント

学習の評価と指導の重要性

奥村 智 人

学習障害を中心とする発達障害の学習のつまづきへの支援が教育現場における大きな課題となっている。同時に、医療と福祉の領域における課題でもあり、様々な分野で対応が求められるようになってきている。その背景には、障害者差別解消法が2016年4月1日から施行され、日本においても合理的配慮などの考え方を取り入れた取り組みが求められている現状がある。

障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的として制定されたものである。この法律は、障害のあるすべてを対象としており、学童期の学習障害や発達障害の「学びにくさ」に対する支援についてもこの法律の範疇に含まれる。この障害者差別解消法の中で、その目的を達成するために言及されている合理的配慮という考え方がある。文部科学省中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別部会」の最終報告では、特別支援教育における合理的配慮を『障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』と定義している。さらに、同最終報告では、合理的配慮を行う前提として、「一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限

の伸長を測る教育（確かな学力の育成を含む）」など個々の能力を高めることも同時に求めている。言い換えれば、特別支援教育において、「個々の特性に合わせて学びにくさにつながる障壁をなくす（減らす）こと」と「個々の能力を最大限に引き出す指導を行うこと」が求められていると言える。個々の特性や状態を把握することが、合理的配慮や能力を高める指導の第一歩であり、アセスメントの検討は必須である。このような現状を踏まえ、学習を行う上で重要な書字に関するアセスメントを検討した岡田論文の意義は大きい。

先行研究を詳細に分析し、書字のエラー分析と指導につながるアセスメントの視点を整理した内容は、研究者や支援に関わる者にとって非常に有用な情報であると思われる。先行研究では学術的に検討を行うために、発達性読み書き障害（ディスレクシア）や学習障害などを限定的に対象としていることが多い。それに対して、岡田論文では、教育実践を行う視点で、背景となる障害を限定せずに検討をおこなった点も重要なポイントである。

さらに研究が進み、より具体的なアセスメント内容とそれに基づく指導法が確立され、教育現場で実施可能な形で提供されることを期待する。